

提出資料

特別区素案の問題点及び修正提案について
< 抜粋 >

令和元年9月12日

大都市制度(特別区設置)協議会

委員 川嶋広稔

特別区素案の修正提案にあたってのポイント

検証の視点

特別区素案の理念である

「特別区重視」「基礎自治サービス（住民サービス）の拡充」「二重行政の解消」が本当に実現できているのか。

他の市町村では負担することがない費用（府税で負担しているもの）を、特別区が（市町村税から）負担させられていないか。

大阪市分割による行政コストの増大、万博などの大規模事業の事業費、社会保障費の増大などにより財源不足が生じていないのか。

(1) 行政コストの増大と財政問題【課題】

① 特別区設置により肥大化する行政コスト

自治体を分割すればスケールメリットが失われ、基準財政需要額（行政コスト）は毎年 200 億円増大

② 行政コストの肥大化に応じて地方交付税の増額措置がない

国の地方交付税は増額されないために財源不足が生じる

③ 今後の社会保障経費等の増大への対応

高齢化等により今後 10 年で 1,152 億円増大の見込み

④ 広域一元化の効果は特別区に還元されない

広域一元化の効率化効果額は大阪府のみで享受できる制度設計

(1) 行政コストの増大と財政問題【提言】

- ① 広域一元化に伴う効率化効果を算定し、特別区に配分する。財源配分を見直し、住民サービスの財源を確保されたい**
- ② 今後の社会保障経費は、財政調整財源を優先的に特別区に確保するとともに、余力財源は特別区に配分されたい**

(2) 府下市町村が負担していない費用を 特別区のみが負担させられる【課題】

- ① 大都市特例事務等の都道府県事務、任意事務のうち大阪府全域に効果が及ぶ広域大規模事業を特別区が市民税(財政調整財源)で負担することになっている**
- ② 事務処理特例条例により都道府県事務が特別区に委譲されるが、財源は委譲されず特別区が全額負担する**
- ③ 特別区民は税の二重負担を強いられるが、意思を十分に反映することができない**

(2) 府下市町村が負担していない費用を 特別区のみが負担させられる【提言】

- **大都市特例事務等の都道府県事務**
- **任意事務のうち大阪府全域に効果が及ぶ広域大規模
事業**
- **事務処理特例条例により特別区に委譲される都道府県
事務**

以上は、大阪府が府税等で負担すべき

(3) その他【提言】

①【一部事務組合】

システム・介護保険については、一部事務組合ではなく、各特別区に事務を配分すべき

②【事務分担】

消防・水道については、府域全体の状況(広域化)に応じ段階的に移管すべき

③【組織体制】

職員数の積み上げによる算定を行うべき

④【財政調整】

臨時財政対策債は地方交付税(市町村算定分)の交付団体となる大阪府が発行すべき